



▶新しい制度が始まります

平成31年度より
小規模特認校制度を開始します

お知らせ

★学校教育課 ☎1183・仁手小学校 ☎2967

小規模特認校制度

少人数ならではのきめ細やかな指導や地域の特性を生かした体験活動など、特色ある教育活動を行う学校を教育委員会が指定し、「このような環境で学びたい、子どもを学ばせたい」と希望する児童と保護者に、一定の条件のもと市内全域から入学を認める制度

本庄市教育委員会では、全ての学級の児童数がおおむね18人未満の小学校を小規模特認校に指定し、平成31年度から制度を開始します。

●小規模特認校に指定する学校

市立仁手小学校（本庄市仁手618）

●小規模特認校への入学・転入学の条件

次の全ての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 特別支援学級を除き、全学級が7学級以上の学校の通学区域に居住している児童であること
- (2) 児童とその保護者が、小規模特認校の教育活動などについて理解し、協力できること

(3) 通学に当たっては、保護者の責任において通学させること

(4) 原則として、卒業まで在籍させること

●募集定員

平成31年度の小学1年生から6年生で各学年若干名

●学校見学・授業体験

10月から11月末までの間に、当該校において随時実施します。事前に学校へご連絡ください

●申請方法

希望者は下記の期間に直接学校教育課（市役所4階）へ

受付期間 12月3日(月)～14日(金)（土・日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

●面接

児童及びその保護者に対して、教育委員会と学校長による面接を実施します



▶お気軽にご相談ください

10月15日(月)～21日(日)は行政相談週間です

お知らせ

★市民課 ☎1113

この週間は、行政相談制度について広く広報し、皆さんにこの制度を有効に利用していただくため、各地で関係行事が行われます。市では、この行政相談週間に合わせ、行政相談を行います。

●日時 10月18日(木) 午前10時～午後3時
(正午～午後1時を除く)

●会場 市役所1階市民相談室

●相談内容 福祉、医療、保険、年金、道路など

●予約方法 電話又は直接市民課（市役所1階）へ

○行政相談とは

行政に関する苦情、意見・要望を受け付け、解決・実現を促進する制度です。相談は、市役所で定

期的に開催しています（要予約）。日程及び予約方法は、毎月広報ほんじょうでお知らせします（今月号は29ページ）。

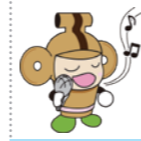
わがまちの行政相談委員

石田 祐寛 氏（本庄3丁目）
竹沢 弘子 氏（千代田3丁目）
奥原 栄一 氏（児玉町塩谷）



総務大臣から委嘱された行政相談委員が、市民の皆さんの身近な相談相手として、国等に対する行政上の苦情や意見・要望などを聴き、相談者への助言や関係行政機関への通知等を行います。

※国や県、市の業務の区別がつかない場合でもお気軽にご相談ください。



▶地域社会活動参加のきっかけに

映画『たった一度の歌』
本庄・児玉地域の魅力再発見

イベント

★埼玉県北部地域振興センター本庄事務所 ☎1110

●日時 10月27日(土) 午後3時～4時30分

●会場 ウニクスLive（ウニクス上里内）

●内容

- ・「たった一度の歌」の映画制作エピソードの講演
- ・農業合唱団「ナレッジ・ステープル・シンガーズ」による「たった一度の歌」劇中歌の演奏
- ・映画制作に関わったNPO法人「彩の国地域活性化協会」の活動発表

●定員 50名（先着順）

●費用 無料

●申込 10月22日(月)までに電話で埼玉県北部地域振興センター本庄事務所へ



▶地域経済の活性化や財源確保等のために

市の公用封筒に広告を掲載しませんか

募集

★財政課 ☎1163

市が使用する公用封筒に掲載する有料広告を募集します。

●封筒規格 長形3号

主に市役所の各課から市民、関係機関等への文書送付用

●募集期間 10月26日(金)まで（必着）

●広告の規格等

- ①掲載位置 封筒裏面
- ②募集枠数 5枠
- ③枠の大きさ おおむね縦30mm×横85mm
- ④刷色 単色（黒）
- ⑤印刷枚数 30,000枚
- ⑥広告料 1枠あたり30,000円
- ⑦掲載期間 印刷後、市が使用を終えるまでの期間で、11月ごろから5か月程度

●申込 次の書類を郵送又は直接財政課（市役所3階）へ提出

- ①有料広告掲載申込書（財政課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの）
- ②広告の原稿（電子データ）
- ③申込者の業務内容等がわかる書類（パンフレット等）
- ④市町村民税の納税証明書（申込者が市外の場合）

郵送先 〒367-8501 本庄市本庄3-5-3
本庄市役所財政課

【注意事項】

- ・内容によっては掲載できない場合があります。
- ・詳しくは「本庄市有料広告事業取扱要綱」をご覧ください。財政課又は市ホームページで閲覧できます。